

## まちづくり編



# 1. 快適さを支える生活基盤の向上

### 基本施策の大綱が目指すまちのイメージ

#### 快適に過ごせるまち

人々の暮らしにおける利便性向上に必要な都市機能と、自然や歴史文化などの魅力が調和した『快適に過ごせるまち』を目指します。

#### 施策の大綱

快適さを支える生活基盤の向上

#### 基本施策

都市づくりの推進

住環境の向上

上下水道の充実

道路の保全・整備

公共交通網の充実

安全・安心なまちづくりの推進

低炭素・循環型社会の構築

自然との共生

歴史的風致を生かしたまちづくりの推進

歴史文化の継承・活用



## 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (1) 都市づくりの推進

## 現状と課題

- 本市は、東海道を中心とした歴史的な街道、さらには鉄道や高速道路網など、古くより交通の要衝として発展を続けており、これら交通網と河岸段丘状の地形特性を生かした都市づくりを進めてきました。今後も、交通の要衝としての優位性や地形特性を生かし、魅力的な都市づくりを計画的に進めていく必要があります。
- 本市では、企業立地による流入人口の増加や災害に対する危機意識の変化等から、市北東部地域を中心に宅地造成等による人口増が進行しているものの、今後は長期的な人口減少社会に突入することが予想されています。そのため、既成市街地や住宅団地における人口減少や少子高齢化の進行による都市の拡散や活力低下が懸念されます。こうした状況に対応するため、既存の都市機能やインフラ等を活用した拠点への都市機能の集積を図るとともに、道路や公共交通などを利用し、誰もが都市機能を活用しやすい都市づくりが必要です。
- 本市は、古くより東海道を中心に城下町や宿場がつくられ、現在にも当時の都市の姿が継承されています。これらの歴史的まちなみには都市基盤が整備され、現在も市街地の一部として都市形成上重要な役割を担っていることから、今後も歴史的まちなみを生かした都市のにぎわいづくりを進めることが重要です。
- 高齢化の進展への対応や持続可能な都市づくりには、基幹公共交通である鉄道を含めた公共交通の活用は不可欠であり、特にJR亀山駅周辺については、公共交通の結節点としての機能強化やにぎわいの創出など、市の玄関口としての再生が必要です。今後は、これまで進めてきた取り組みをさらに前進させ、地域や権利関係者等と連携しながら、事業の実現を図っていく必要があります。
- 公園・緑地は市民の憩いの場であることから、施設の安全性の確保はもとより、公園・緑地へ愛着を持っていただくことが必要であり、これまでも指定管理者制度<sup>\*1</sup>の活用等による適正かつ迅速な公園管理を進めるとともに、市民が主体的に公園等を維持・管理いただく公園等環境美化ボランティア制度<sup>\*2</sup>の拡大を図っています。今後は、より安全な施設の確保のため老朽化する施設の適切な維持・更新を行うとともに、公園等環境美化ボランティア制度の拡大、さらには健康づくりの場としての利活用を促進する必要があります。

## ■土地利用状況

			宅地				非宅地			合計
			住居系	商業系	工業系	小計	農地	山林・原野・その他	小計	
都市計画区域	面積(ha)	平成19年度	538.06	127.62	383.66	1049.34	1899.74	3497.92	5397.66	6447.00
		平成24年度	583.88	158.94	393.31	1136.12	1915.48	3548.94	5464.42	6600.54
		増減率(%)	8.5	24.5	2.5	8.3	0.8	1.5	1.2	2.4
用途指定地域	面積(ha)	平成19年度	237.56	62.32	193.33	493.20	128.87	383.83	512.70	1005.90
		平成24年度	316.11	72.16	282.97	671.25	180.11	553.51	733.62	1404.87
		増減率(%)	33.1	15.8	46.4	36.1	39.8	44.2	43.1	39.7
用途指定地域外	面積(ha)	平成19年度	299.01	64.90	189.05	552.96	1772.49	3115.66	4888.15	5441.10
		平成24年度	267.77	86.78	110.33	464.88	1735.37	2995.43	4730.80	5195.68
		増減率(%)	△ 10.4	33.7	△ 41.6	△ 15.9	△ 2.1	△ 3.9	△ 3.2	△ 4.5

(資料:都市計画基礎調査)

\*1 公の施設の管理・運営を民間事業者等に任せるとを認める制度のこと。

\*2 市民と市が協力して進める新しい「まち美化プログラム」。市民が身近な公共の場である公園や緑地などの里親となって清掃等のボランティア活動を実施する制度。

## 目指す姿

市民が、魅力的な都市空間のもと、都市機能を効率的・効果的に利活用し、安全で快適に暮らしています。

## 成果指標

指 標	現状値	目標値
用途指定地域内の宅地面積	674.9ha (平成27年度末現在)	682.0ha (平成33年度末現在)
市街地再開発事業等が行われた件数	—	2件 (平成33年度末現在)
公園等環境美化ボランティア活動団体数	19団体 (平成28年9月末日現在)	24団体 (平成33年度末現在)

## 施策の方向

## ① 計画的な都市づくりの推進

- ◆都市機能や居住の適切な誘導を行うとともに、道路や公共交通などを活用しながら、快適な暮らしを支えるコンパクト&ネットワーク<sup>※3</sup>による都市づくりを推進します。
- ◆医療・福祉、子育て、商業、産業等の都市機能について、都市計画や防災等の視点を踏まえた適正配置と集約化を推進します。
- ◆適正な都市形成や土地利用の動向等を踏まえ、都市計画道路や用途地域の見直し等を進めます。
- ◆市内の地籍の明確化を図るため、地籍調査を計画的に進めます。
- ◆市庁舎などの公共施設やリニア中央新幹線の駅位置など、核となる機能を意識した計画的な都市づくりを推進します。

## ② 活力ある市街地の形成

- ◆JR亀山駅周辺におけるにぎわいづくりと機能向上を図るため、庁内推進体制を強化するとともに、公共施設の移転を含めた駅周辺の再整備を推進します。
- ◆JR亀山駅、JR関駅、JR井田川駅周辺の市街地における居住人口の増加を図るため、既存の都市基盤や各地域の特性を生かした市街地の整備・再生を促進します。

## ③ 魅力的な都市の形成

- ◆歴史的まちなみの維持・継承を図るとともに、適切な景観形成や公共空間のユニバーサルデザイン<sup>※4</sup>の実現に取り組み、魅力的で安らぎのある都市形成を推進します。
- ◆若者の定住促進を図るため、子育てや商業、公共交通等が充実した魅力的な都市形成を推進します。
- ◆各種法規制や開発指導要綱等に基づく指導を行い、適正で良質な開発・建築の誘導を図ります。

## ④ 公園・緑地の整備及び利活用

- ◆都市公園については、子どもから高齢者までが健康づくりや憩いの場等として安心して利活用できるよう、施設機能の充実を図るとともに、計画的な維持管理に努めます。
- ◆地域の身近な憩いの場として愛着ある公園・緑地を目指し、公園等環境美化ボランティア制度を活用した様々な担い手による管理を促進します。

※3 人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

※4 「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、多くの人が利用可能であるように、製品や建造物、生活空間などをデザインすること。



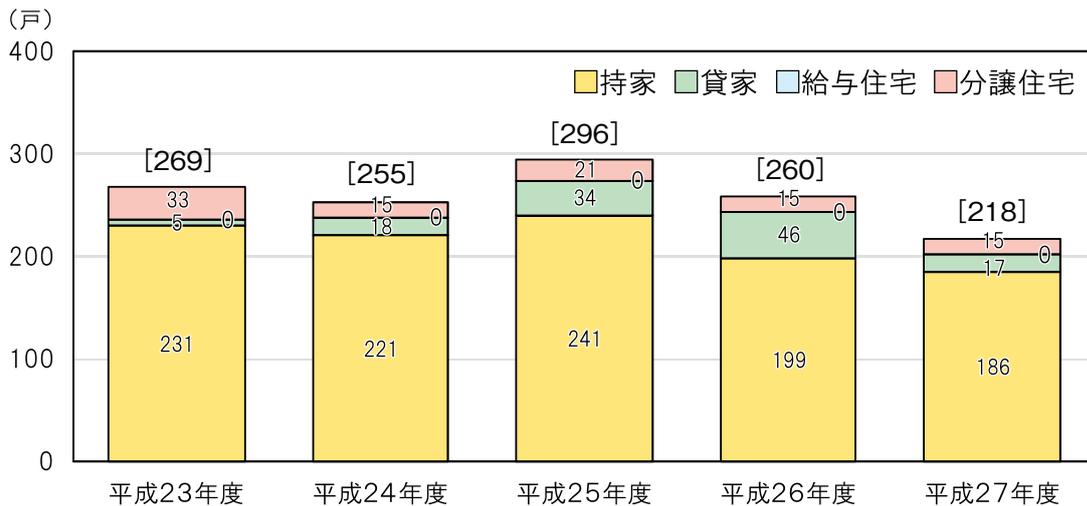
# 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (2) 住環境の向上

### 現状と課題

- 亀山宿・関宿・坂下宿をはじめとする東海道においては、歴史的価値の高い建造物が現存するとともに、市域の北部や南部などは、古くから形成されてきた農村集落が多く、農村民家の特徴を強く持つ古い住宅が存在します。昭和40年代から50年代にかけては、みどり町・みずほ台・泉ヶ丘など多くの分譲住宅地が造成され、また、近年においては、みずきが丘やアイリス町などの大規模な住宅団地や、市北東部の小規模な開発地に若い世代の居住が進んでいます。さらに、平成14年頃の液晶関連企業の立地に伴い、主に単身労働者向けの賃貸共同住宅が数多く建設されています。こうした中、内陸部に位置し、津波被害のない本市の地理的優位性や既存の住宅ストック<sup>※1</sup>を生かしながら、定住促進を図るとともに、居住しやすい環境づくりが求められます。
- 管理不全の空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の住環境に深刻な影響を与えるとともに、市街地の空洞化や過疎化の進行を招いています。こうした中、空き家等に対する適切な指導と利活用を進めるため、平成27年に「空き家対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、本市においても、平成28年9月に亀山市空き家対策の推進に関する条例を施行し、空き家等が抱える様々な地域課題に対応するためのしくみづくりを進めています。今後は、空き家等の適切な管理や利活用を促進し、快適な住環境を維持していく必要があります。
- 本市では、市営住宅の供給戸数の確保や、空き家情報バンクの運用、居住支援等により、住宅セーフティネット<sup>※2</sup>としての住宅確保に努めています。その一方で、市営住宅については、建築から長年が経過し、老朽化しているものもあります。今後は、引き続き関係機関と連携しながら、住宅困窮者等への支援を行うとともに、市営住宅による供給戸数を確保するため、施設の老朽化対策と計画的な更新に努める必要があります。
- 本市では、居住環境の向上を目指し、住宅の耐震化の促進や狭あいな生活道路の改善に取り組んでいます。今後も、災害時における安全性の向上を図るとともに、道路等の生活基盤の充実を進め、安全で快適に住むことのできる環境づくりを進めていく必要があります。

### ■住宅着工件数の推移



(資料: 住宅着工統計)

### ■空家状況(平成28年7月末日現在)

	亀山	昼生	井田川	川崎	野登	白川	神辺	関	坂下	加太	全体
空家戸数(戸)	466	50	112	71	53	32	40	219	27	37	1,107
空家率	6.5%	7.7%	2.5%	2.6%	6.2%	9.4%	2.8%	9.0%	20.8%	8.8%	5.3%

(資料: 営繕住宅室)

※1 ストックとは備蓄や在庫など、ある一時点に存在するものの意味で、住宅ストックといった場合、特に社会資産としての側面に着目した現存する住宅のことを指す。  
 ※2 低所得者、高齢者、障がい者など住宅を確保するのが困難な人に対して、その居住を支援するしくみのこと。

## 目指す姿

市民が、快適で安全・安心な住環境の整ったまちで暮らしています。

## 成果指標

指 標	現状値	目標値
あんしん賃貸住宅、高齢者向け賃貸住宅等の登録戸数	4戸 (平成28年9月末日現在)	30戸 (平成33年度末現在)
条例に基づく空き家の管理指導に対する是正割合	—	100% (平成33年度末現在)
空き家情報バンクの契約成立件数 (累計)	8件 (平成28年9月末日現在)	30件 (平成33年度末現在)

## 施策の方向

## ① 良質な住宅の維持・確保

- ◆市営住宅の確保や空き家の活用、居住支援などにより、住宅困窮者に対する住宅セーフティネットの確保に努めます。
- ◆市営住宅の老朽化に適切に対応するため、既存施設の効率的な維持管理を行うとともに、民間住宅の活用等を継続的に進め、計画的な更新を図ります。
- ◆建築協定などを活用し、地区の特性にふさわしい住宅建築を促進します。
- ◆ライフシーン・ライフステージに応じた必要な住宅を取得できる環境づくりを進めます。

## ② 安全・快適な住環境の整備

- ◆住宅の耐震化を図るとともに、狭あいな生活道路の改善を進め、居住環境の向上を図ります。

## ③ 空き家の対策・利活用

- ◆良好な住環境を維持するため、管理不全な空き家に対する指導を行います。
- ◆空き家の有効活用の促進と定住促進を図るため、空き家情報バンク制度等を通じ、情報共有を図ります。
- ◆空き家の改修に対する支援を行い、空き家の再生を促進します。



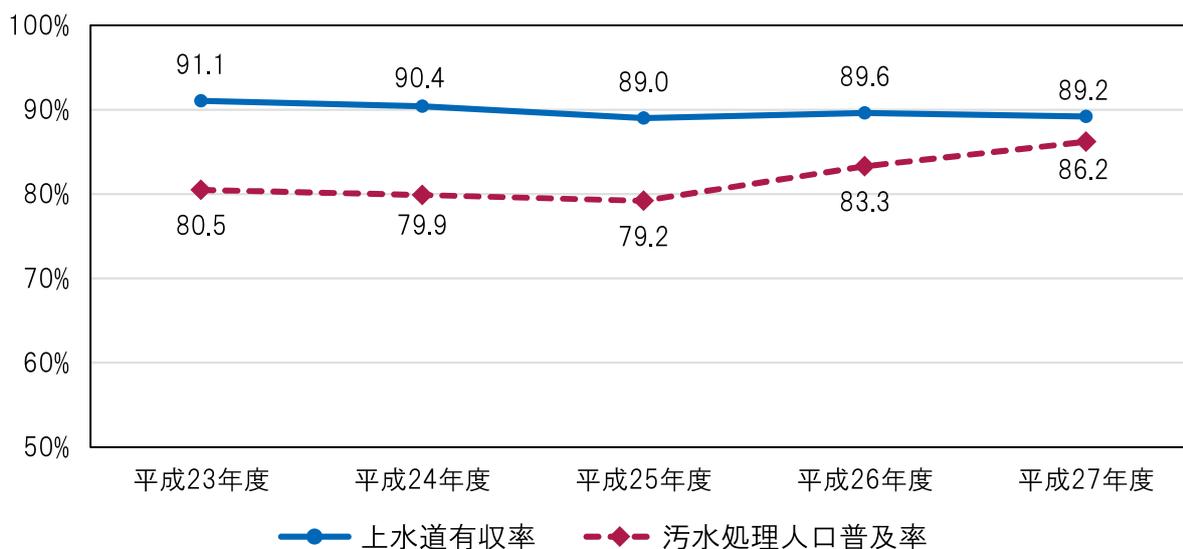
# 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (3) 上下水道の充実

### 現状と課題

- 本市の上水道事業は、本市を東西に流れる鈴鹿川や安楽川などの豊かな自然の恵みを受け、地下水を中心とした水源から、良好な水質による供給を行っています。しかし、昭和41年の給水開始から既に50年が経過し、埋設された水道管をはじめとした施設や設備は老朽化が進んでおり、引き続きおいしい水を安定供給するためには、その的確な状況把握と計画的な更新を図る必要があります。また、近年の住宅開発等の影響を受け、市内の一部の地域では、水量・水圧の低下が見られることから、こうした状況に適切に対応していく必要があります。
- 快適な生活環境と健全な水環境を維持していくためには、生活排水を適切に処理することが重要です。本市の汚水処理人口普及率は、平成27年度末で86.2%となっていますが、これは、全国平均と比較しても低い状況にあります。こうしたことから、引き続き、県の流域下水道の整備とも連携しながら、未普及地域での計画的な公共下水道の整備を推進していく必要があります。
- 農業集落排水事業については、平成26年度に昼生地区の施設の供用を開始し、計画していた14地区の施設整備が完了しました。その一方で、各施設における維持管理費も増加しており、今後も、効率的な維持管理に努めるとともに、経済性、効率性の観点から事業間連携や施設の統合等の手法について検討していく必要があります。
- 上水道事業の経営は、社会経済状況の低迷などから、大口使用者が減少したことによる収入減や、施設の老朽化や耐震化などのための更新による投資コストの増大などにより、厳しい状況が続いています。今後においても、事業の効率化や有収率<sup>\*1</sup>の向上に取り組み、持続的な健全経営を確立することが求められます。
- 本市の公共下水道事業は、経営の健全化を図るため、平成27年4月に企業会計<sup>\*2</sup>へ移行したものの、現状では、一般会計の依存度が高い状況です。また、公共下水道区域拡大による多額の投資的経費<sup>\*3</sup>や、施設の維持管理費、公債費の増加が見込まれることから、新規整備と維持管理のバランスを考慮した事業経営が必要となります。

### ■上水道有収率・汚水処理人口普及率の推移



(資料:水道事業会計決算書、環境保全室)

\*1 供給した配水量に対し、料金徴収のあった水量の割合をいう。

\*2 地方公営企業法の規定の全部または一部の適用を受けて設置する特別の会計。一般会計などとは異なり企業会計方式に基づいており、経営に伴う収入によって必要な経費を賄うこととする独立採算制が原則とされている。

\*3 地方公共団体の経費のうち、固定的な資本の形成に向けられる経費のこと。普通建設事業・災害復旧事業・失業対策事業を指す。

目指す姿

市民が、良好な水環境の中、おいしい水を利用しています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
上水道の有収率 ※北中勢水道を除く	89.2% (平成27年度)	92.6% (平成33年度)
汚水処理人口普及率	86.2% (平成27年度末現在)	90.0% (平成33年度末現在)
水道事業会計の経常収支比率 <sup>※4</sup>	109.07% (平成27年度)	110.00% (平成33年度)
公共下水道事業会計の経常収支比率	103.19% (平成27年度)	100.00% (平成33年度)

施策の方向

①安全でおいしい水の安定供給

- ◆安全でおいしい水を安定的に供給できるよう、配水管の老朽化対策や耐震化を図るとともに、上水道設備の計画的・効率的な維持管理を行います。
- ◆水圧や水量が不足する地域における調査・分析を行うとともに、これらを解消するために必要な対策を講じます。
- ◆水道の水質の保全や水量を確保するため、上流域の森林整備等により水源保護を図ります。

②生活排水対策の推進

- ◆公共下水道未普及地域における生活排水処理施設の効率的な整備を推進するとともに、供用済区域での接続率の向上と適切な維持管理に努めます。
- ◆農業集落排水施設については、供用済地区での接続率の向上と適正な施設の維持管理に努めるとともに、各施設の統廃合や公共下水道への編入等について検討します。
- ◆公共下水道処理計画区域及び農業集落排水事業区域以外については、合併浄化槽の設置を促進します。
- ◆雨水排水の機能向上のため、計画的な排水路の整備と既設排水路の適切な維持管理に努めます。

③上下水道事業の健全経営

- ◆上水道事業については、持続可能な事業運営を図るため、財政状況を考慮した効率的な運営に取り組むとともに、水道料金の見直しを行うなど、財源の確保と収納率の向上を図ります。
- ◆公共下水道事業については、効率的な事業運営に努めるとともに、財政的自立に向け、下水道経営戦略を策定します。
- ◆農業集落排水事業については、管理コストの縮減を図りながら、中長期的な視点を持った運営を行います。

※4 人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的経費に充当できる経常一般財源に余裕があり、財源構造が弾力性に富んでいることを示す。



## 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (4) 道路の保全・整備

## 現状と課題

- 市域を東西に走る国道1号や亀山白山線・亀山城跡線(旧国道1号)は、本市と近隣市を接続するとともに、亀山地区・関地区・井田川地区の3つの生活空間をネットワークし、本市の道路網の軸を担っています。また、中心的市街地に位置し、都市機能集約拠点の利便性向上を担う「亀山環状線」については、その一部を構成する和賀白川線が平成26年度末に一部区間を供用開始するなど、近隣市を結ぶ交通連携網に加え、市内を快適に移動する道路環境も整いつつあります。また、将来に向けては、鈴鹿と亀山を結ぶ「鈴鹿亀山道路」の整備の取り組みが着実に進められており、新たな道路骨格の形成が期待されています。今後も、幹線道路を計画的に整備するとともに、日常生活区域における地域の生活道路の利便性を高め、幹線道路と地域生活道路が調和した魅力的な道路網を構築していく必要があります。
- 鈴鹿亀山道路については、ルート帯の決定や環境影響評価手続きが進められるなど、早期の都市計画決定に向けた取り組みが行われるとともに、国道1号亀山バイパスにおいて4車線化の工事が一部で実施されるなど、広域幹線道路の整備に向けた取り組みが進められています。今後も、市内外をつなぐ広域幹線道路について、関係機関と連携し、整備の実現に向けた取り組みを行っていく必要があります。
- 市内の生活道路には、狭あいな区間や見通しの悪い箇所が存在し、交通上のネックになったり、危険箇所となったりしています。道路の利便性や安全性を高め、緊急時における防災機能が発揮できるよう、必要な道路改良を進めるとともに、狭あい道路を計画的かつ効率的に改善していく必要があります。また、だれもが安心して移動することができるよう、子どもや高齢者等のいわゆる「交通弱者」に配慮した道路整備を進めていく必要があります。
- わが国の道路ストック<sup>\*1</sup>の多くは、10年後には建設後50年が経過する橋梁が全体の約4割を占めるなど、施設の老朽化が深刻化しています。またこれらの状況を受け、平成26年にはトンネルや橋梁点検が義務化されるなど、道路施設の維持管理の重要性は高まっています。本市においては、これまでも長寿命化計画に基づき、橋梁の計画的な点検・補修を進めてきましたが、今後は、対応が必要な道路施設の増加が見込まれることから、予防的かつ計画的な修繕を実施し、より効率的な維持管理を図る必要があります。
- 本市では、市民が道路の「里親」となり美化活動を行う里親制度が定着してきており、道路環境美化ボランティア推進事業<sup>\*2</sup>が地域住民主体で取り組まれています。今後は、この取り組みをさらに進展させ、協働による道路施設の維持管理を進めることが求められます。

## ■道路の状況(平成28年4月1日現在)

区分	路線数	実延長	改良状況(m、%)		舗装状況(m、%)		車走行不能延長(m)
		(m)	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率	
国道	2	30,533	30,533	100.00	30,533	100.00	0
県道	20	102,831	81,054	78.82	102,831	100.00	0
市道	1,768	546,093	333,677	61.10	513,409	94.01	82,343

(資料:用地管理室)

\*1 トンネル・橋梁・照明灯などの道路構造物のこと。

\*2 ボランティアとなる市民が里親となり、道路や公園等の公共施設を養子とみなして我が子のように面倒(美化・清掃活動を行い)、これを市がサポートするボランティア制度。

## 目指す姿

市民が、保全・整備された道路を利用して、安全で快適に生活を送っています。

## 成果指標

指 標	現状値	目標値
都市計画道路の整備率	58.1% (平成27年度末現在)	70.0% (平成33年度末現在)
市道の改良延長	—	2.5km (平成33年度末現在)
橋梁の耐震化率	45.5% (平成27年度末現在)	50.0% (平成33年度末現在)
道路環境美化ボランティア活動団体数	9団体 (平成28年9月末日現在)	14団体 (平成33年度末現在)

## 施策の方向

## ① 幹線道路の整備

- ◆都市機能集約拠点の利便性向上と、市街地の円滑な交通処理を行うため、市内環状道路の整備を行います。
- ◆亀山地域と関地域をつなぐ道路を整備し、市内の連絡性の向上を図ります。
- ◆鈴鹿亀山道路の早期整備に向け、県と連携した取り組みを強化するとともに、国道1号亀山バイパスの4車線化や国道1号関バイパスの整備促進について、国に働きかけを行います。

## ② 生活道路の充実

- ◆道路利用者の安全性や利便性の向上を図るため、道路の拡幅や歩道の設置など、地域の実情に応じた道路改良に取り組みます。
- ◆個人や路線単位での道路後退を促進し、市民の理解と協力を得ながら、計画的かつ効率的に狭い生活道路の解消を図ります。

## ③ 安全に配慮した道路整備

- ◆歩行者のだれもが安心してスムーズに移動できる歩行空間の保全・整備に努めます。また、児童が安全に登下校できるよう、通学路における安全性の向上を図ります。
- ◆地震災害時における橋梁の安全性を確保するため、橋梁の耐震化を進めます。

## ④ 道路の適切な維持管理

- ◆道路の維持管理について、予防保全型の考え方を取り入れながら、効率的・効果的に進めます。
- ◆橋梁の修繕・架替に要する費用の縮減を図るため、計画的に橋梁の長寿命化を進めます。
- ◆地域や道路美化ボランティア団体等との協働による道路環境美化に努めるとともに、積極的な啓発を行い、取り組みの一層の拡充を図ります。



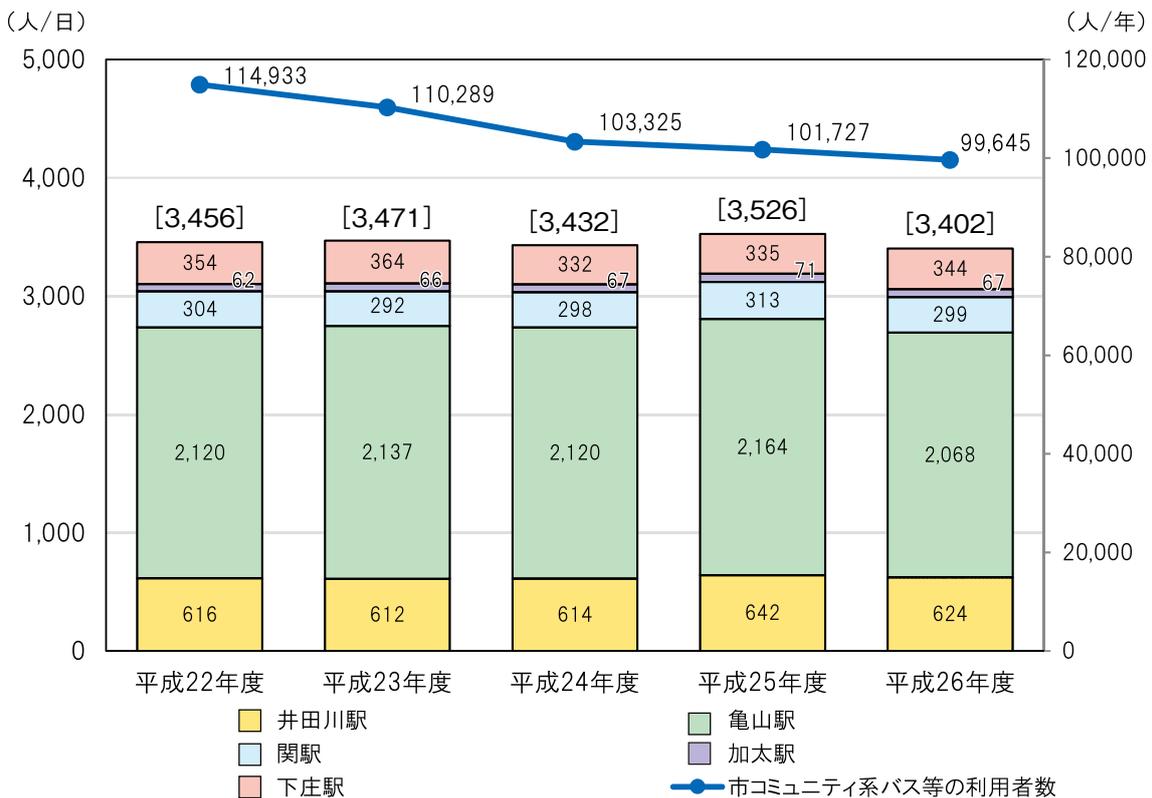
# 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (5) 公共交通網の充実

### 現状と課題

- 本市は、古来より交通の要衝として栄え、近代からは関西本線と紀勢本線が分岐する鉄道のまちとして発展してきました。市内には5つのJR駅を有し、点在する市内集落を結ぶとともに他市とをつなぐ大切な公共交通機関となっています。また、本市の中心部は鈴鹿川等の河岸段丘として形成された丘陵上に位置することから、起伏が多く、地形的な制約などからマイカーを中心とした生活スタイルが定着しています。このような中で、市中心部等と集落を結ぶバス路線があり、住民の移動を支えています。近隣自治体と比較すると、バスの利用可能な地域は広く、身近な存在であるにも関わらず、市内のバス利用は減少傾向にあり、現在のバス路線を維持することが難しくなっています。今後は、こうした課題に対応するため、市民の需要に合った交通手段を効率的・効果的に確保していく必要があります。
- 本市はこれまで、地域公共交通の形成を目指し、バス路線の再編に取り組んできましたが、さらに交通ネットワークの形成が求められています。地域の公共交通は、各交通機関が単独で行うものではなく、各交通機関が補完し、連携することで、より効率的で効果的な地域公共交通のネットワークを形成することができることから、将来を見据えた新たな地域公共交通計画を策定し、総合的な公共交通ネットワークを構築していく必要があります。
- 鉄道については輸送量が伸び悩んでおり、長年要望をしている各路線の電化や複線化が採算性等の観点から実現に至らない現状にあります。また、近年では交通系ICシステム<sup>※1</sup>が全国的に普及する中、市内JR駅では利用できない状況にあります。今後は、交通事業者や他自治体等と連携し、利用促進、輸送量の増加及び利便性の向上を目指す必要があります。
- 人口減少社会や超高齢社会の進展に伴い、自立した交通手段を持たない市民の増加が予想されます。今後、多様なニーズに対応するため、バスによる交通手段の確保のみにとどまらず、他の交通手段等との連携・調整を図りつつ、総合的な視点から、身近な交通手段を効率的・効果的に確保していくことが求められます。

■JR各駅別旅客乗車人員(1日平均)及び市コミュニティ系バス等の利用者数の推移



(資料:三重県統計書、商工業振興室)

※1 鉄道をはじめとする公共交通機関で運賃支払いICカードを利用できるシステムのこと。電子マネー機能を備える場合が多い。

## 目指す姿

市民が、身近な公共交通網を利用して、安全で快適に生活を送っています。

## 成果指標

指 標	現状値	目標値
市内JR駅の乗車人員（1日平均）	3,402人 （平成26年度）	3,400人 （平成33年度）
市コミュニティ系バス及び乗合タクシーの利用者数	99,645人 （平成27年度）	102,000人 （平成33年度）

## 施策の方向

## ① 地域公共交通を活用した交通ネットワークの強化

◆新たな地域公共交通計画を策定し、多面的な視野からコミュニティ系バスを含めた様々な交通手段により、都市拠点と居住地を結ぶ総合的な地域公共交通網を構築します。

## ② 公共交通機関の利便性向上と利用促進

◆来訪者や市民の広域的な移動の利便性を高めるため、県、沿線自治体及び関係団体と連携し、JRに対し、利便性の向上について働きかけを行います。

◆交通事業者や市内企業、関係団体との連携・協働による利用促進活動を展開し、利用者人数の増加に努め、公共交通機関の利便性向上につなげていきます。

◆利用者の利便性向上のため、鉄道、営業路線バス、コミュニティ系バス等のそれぞれの公共交通間の接続強化に努めます。

## ③ 身近な交通手段の確保

◆自立した移動手段を持たない市民の交通手段を確保するため、コミュニティ系バス等の効率的・効果的な運行を行います。

◆超高齢社会を見据え、地域の実情や状況の変化に合わせ、コミュニティ系バス路線等の再編に取り組むとともに、新たな交通手段などについて研究し、運行の実現を目指します。





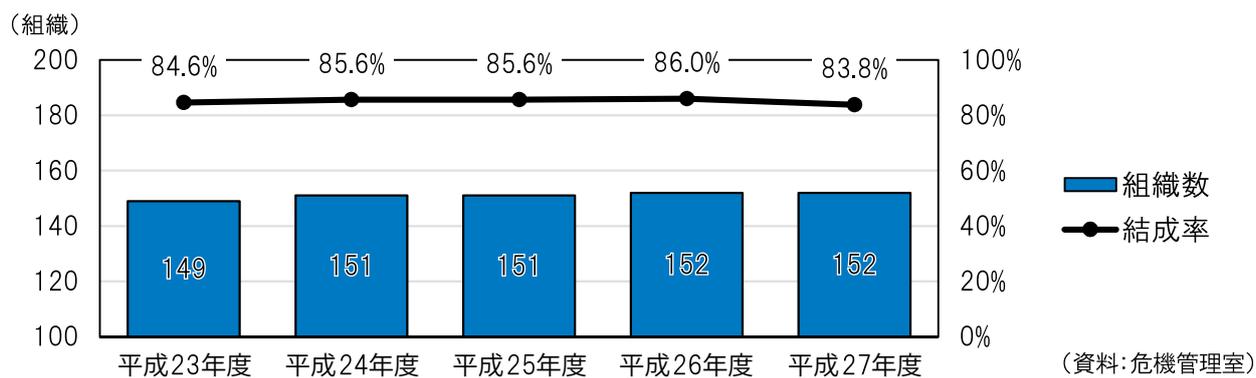
## 1. 快適さを支える生活基盤の向上

### (6) 安全・安心なまちづくりの推進

#### 現状と課題

- 本市には、布引山地東縁断層帯(西部)を構成する活断層の一部である明星ヶ岳断層や白木断層などが存在するとともに、発生が危惧される南海トラフ地震については、国の南海トラフ地震防災対策地域の指定を受けており、最大で震度6強の地震の発生が想定されています。その一方で、内陸部に位置する本市は、津波の被害は心配なく、強震動対策を中心とした防災・減災対策が求められます。近年、東日本大震災や熊本地震など、従来の想定を上回る災害が発生する中、本市においてもこれらの災害の教訓を生かしながら、復旧・復興を含め、防災・減災対策を進めていく必要があります。
- 本市は、鈴鹿川・安楽川・椋川・中の川などの河川を有し、山地や丘陵地が多く存在し、その地形的要因から、浸水害と土砂災害のリスクが比較的高い地域であると言えます。巨大化する台風や集中豪雨が多発する中、本市においても平成26年には大雨特別警報が発表されるなど、その脅威は年々増してきており、これらの災害による被害を軽減するためには、市民・地域・行政等がそれぞれの責任と役割のもと、自助・共助・公助を基軸とした防災対策を進めていく必要があります。
- 災害時における被害の軽減を図るためには、一人ひとりが自ら取り組む「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」が非常に重要となります。本市では、自主防災組織の結成率が80%を超えるなど、地域において防災活動に取り組む体制が整いつつある一方、市民の防災意識は依然として低い傾向にあります。今後は、自主防災組織の未結成地域の解消や既存組織の活性化を図り、地域における防災活動を促進するとともに、市民一人ひとりの防災意識の向上を図り、個々における自助の取り組みや共助への参画を促し、地域の防災力を高めていく必要があります。
- 本市においては、人口増加の進む市北東部地域の消防力の強化のため、平成27年4月に北東分署を開署するとともに、亀山消防署を中心とした1署2分署体制へと移行させることで、市域全体の消防力の適正化を図りました。こうした体制のもと、安定した消防力を発揮するためには、今後想定される消防職員の若年化を見据えた、知識・技術の計画的な伝承や救急救命士の養成などが求められます。また、消防団については、地域の実情などを踏まえた組織の再編や、施設・装備等の見直しが必要です。さらに、少年消防クラブの活動や、防火フェア・消防フェスタの開催などを通じて、防火意識の啓発に取り組んできましたが、今後も継続して火災予防を推進していく必要があります。
- 本市では、平成26年に亀山市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例を施行し、警察や関係団体との情報共有を行いながら、防犯対策を実施しています。今後は、より緊密な連携を図るとともに、地域まちづくり協議会等の取り組みを通じ、地域の自主防犯団体の活動による防犯力の向上を図る必要があります。また、近年、詐欺の手口が巧妙化しており、振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害者が増加していることから、鈴鹿亀山消費生活センター等と連携し、市民への情報発信や相談体制を強化していく必要があります。
- 本市では、関係機関と連携して様々な交通安全対策を行っており、交通事故の発生件数は年々減少傾向にあります。しかし、高齢者などをはじめとして交通事故は後を絶たないことから、交通事故死亡者数ゼロを目指し、より積極的に啓発活動を実施していく必要があります。

■ 自主防災組織数と結成率の推移



目指す姿

市民が、安全・安心に暮らせるまちで過ごしています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
自主防災組織結成率	83.8% (平成27年度末現在)	100% (平成33年度末現在)
木造住宅の耐震化率	84.9% (平成28年度末現在)	91.2% (平成33年度末現在)
火災出動に関する平均所要時間 (覚知から放水開始まで)	12分53秒 (平成27年度)	12分00秒 (平成33年度)
救急出動に関する平均所要時間 (覚知から病院収容まで)	39分55秒 (平成27年度)	37分00秒 (平成33年度)
交通事故死傷者数	211人 (平成27年)	200人以下 (平成33年)

施策の方向

① 危機管理体制の強化

- ◆災害時において、行政として速やかに適切な対応がとれるよう、総合的な防災体制の確立と職員の災害対応能力の向上を図ります。
- ◆被災者の生活再建に向けた復旧・復興対策を円滑に行うため、災害廃棄物の処理や応急仮設住宅の供与等に関する準備に努めます。
- ◆応急・復旧対策や物資の確保等を円滑に行うため、事業者や各種団体との災害時応援協定の締結拡大を図るなど、大規模災害時における受援体制を整えつつ、他の自治体や関係機関との広域的な連携体制の強化を図ります。
- ◆市民が的確な避難行動をとることができるよう、避難所の指定状況を検証するとともに、必要に応じた見直しを行います。
- ◆武力攻撃、大規模テロ等の発生時において、的確かつ迅速な国民保護措置を実施できるよう、危機管理体制の充実を図ります。

② 防災環境の充実

- ◆迅速かつ的確な災害情報の収集及び伝達を図るため、総合的な防災情報伝達システムを構築します。
- ◆災害時において避難所機能を発揮できるよう、非構造部材の耐震化など、避難所の施設環境の整備を図るとともに、防災資機材・備蓄品の充実を図ります。

③ 自助・共助を基本とした防災対策の推進

- ◆地域における防災・減災の取り組みを促進し、防災の日常化につなげるため、自主防災組織の育成強化や結成率の向上を図るとともに、防災リーダー<sup>\*1</sup>の育成や出前講座の実施、地域での防災訓練への支援を通じ、自主防災力の強化を図ります。
- ◆地域における多様な主体が一体となって防災活動に取り組めるよう、地域の特性に応じた地区防災計画の策定を支援します。

\*1 自主防災組織の活動を効果的に実践するために必要な調整や誘導などを行う、地域の自主防災活動の中心となる人。

- ◆高齢者や障がい者などが適切に避難できるよう、地域における災害時要援護者<sup>※2</sup>への支援体制づくりを進めます。
- ◆防災マップや広報紙、市ホームページなど様々な媒体を通じて、市民に防災に関する情報を提供し、防災意識の向上と知識の普及を図ります。
- ◆非常食や生活必需品などの家庭内備蓄を促進するとともに、家族での防災対策を話し合う「家族の防災会議」を推奨するなど、各家庭における自主的な備えを促します。

#### ④ 災害に強いまちづくりの推進

- ◆災害時における緊急輸送道路ネットワークや避難路、ライフライン<sup>※3</sup>等の確保のため、公共施設や都市施設の耐震化、狭あい道路の解消に取り組みます。
- ◆木造住宅の耐震化の普及・啓発を行うとともに、耐震診断及び改修等を支援し、耐震化を促進します。
- ◆災害による被害を最小限に抑えるため、河川や排水路・ため池等の整備を図るとともに、関係機関に対し、土砂災害警戒区域等の早期指定と、危険箇所における安全対策を促します。

#### ⑤ 消防力の充実強化

- ◆火災や救急、災害などの緊急時に的確に対応できるよう、消防職員の人材育成や消防施設・設備の充実を図るとともに、関係機関等との連携を強化し、災害対応力の強化を図ります。
- ◆火災予防を推進するため、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、将来の防火・防災活動を担う人材の育成に努めます。また、防火対象物・危険物施設への立ち入り検査を実施し、防火・保安体制の強化を図ります。
- ◆適切な救急搬送を図るため、計画的に救急救命士を養成するとともに、実習や研修を充実し、救急体制の強化を図ります。また、市民による応急手当の実施を促進し、救命率の向上を図ります。
- ◆消防力の均等化を図るため、消防団の再編や施設・装備の見直しを図ります。

#### ⑥ 地域安全の充実

- ◆市民が安全安心な生活を送れるよう、関係機関等と連携し、防犯活動の促進と防犯ネットワークの強化を図ります。
- ◆「かめやま安心メール」の利用を促進するとともに、道路照明灯や防犯灯、防犯カメラの整備など、防犯環境の向上に努めます。
- ◆交通事故の発生を抑制するため、亀山警察署や亀山地区交通安全協会などの関係機関と連携し、交通安全活動を推進するとともに、歩行スペースの確保やガードレール、カーブミラーなど交通安全施設の充実に努めます。
- ◆鈴鹿亀山消費生活センターと連携し、消費生活関連情報を的確に発信するとともに、苦情相談等の利用を促進し、市民の消費生活の安定及び向上を図ります。

※2 高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時において、必要な情報を把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとるのに支援を要する人のこと。

※3 都市生活の維持に必要不可欠な、電気、ガス、水道、通信、輸送などのこと。



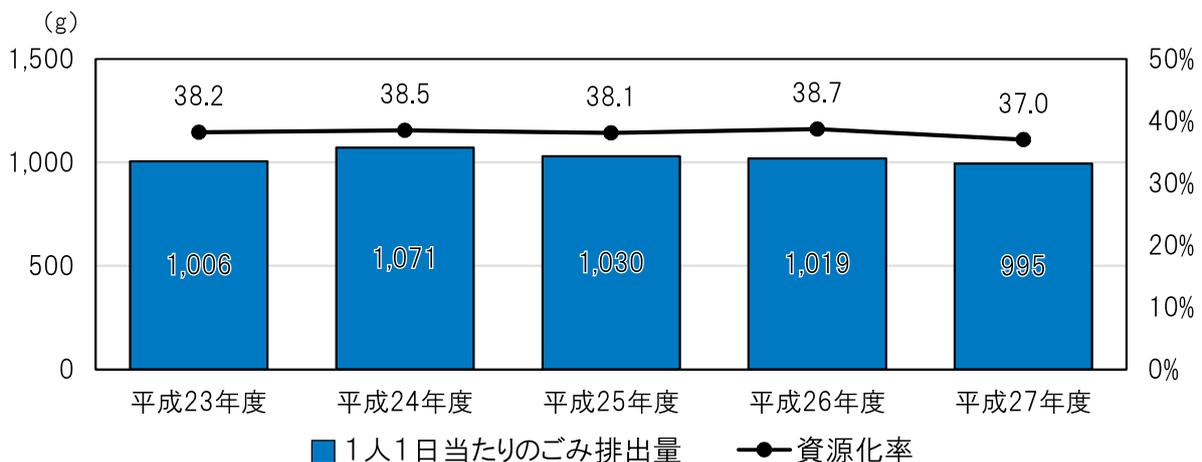
# 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (7) 低炭素・循環型社会の構築

### 現状と課題

- 本市は、これまで培ってきた環境基盤を礎としつつ、産学民官と連携した先進的な取り組み等により、人と自然が共生し、健全かつ持続的な発展が可能な環境保全・創造型社会の実現に向け、環境施策を総合的かつ計画的に推進してきました。また、平成26年3月に策定した「かめやま環境プラン(亀山市環境基本計画)」や「亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】」に基づき、低炭素社会<sup>\*1</sup>や循環型社会づくりに向けた取り組みを進めています。こうした中、環境を取り巻く情勢は年々変化しており、とりわけ、COP21<sup>\*2</sup>で採択された「パリ協定」を踏まえて展開される国の施策等の動向を注視しつつ、本市の自然的・社会的状況に即し、産学民官がより一層連携し、環境問題に取り組むことが重要です。
- 亀山市総合環境研究センターは、本市の自然的社会的特性に応じた施策を策定し、実施するため、また、地域に根ざしたニーズに取り組む拠点として、平成17年1月に設置以来、10年以上にわたり、その目的を果たしてきました。しかし、10年を経過する中で、本研究センターについても、新しい時代に向けて、果たすべき役割を見直し、再構築する必要があります。
- 本市では、市内各地の環境測定を継続して実施し、市域における環境基準の達成状況など環境に関する状況を把握しています。今後も継続的に状況を把握し、環境に影響を与える施設等の監視・指導に努めるとともに、市民への情報提供を図る必要があります。
- 本市では、溶融飛灰<sup>\*3</sup>の全量再資源化により、最終処分量・ゼロを達成し、これまで環境への負荷の少ない廃棄物処理に努めてきました。1人1日当たりのごみ排出量も年々緩やかに減少していますが、依然として国・県の平均値を上回っています。また、資源化率は、溶融飛灰の山元還元<sup>\*4</sup>や刈り草の堆肥化などにより全国平均より高い水準にあるものの、近年伸び悩んでいます。今後も、市民からの意見を参考に、その意識啓発を図り、効果的なごみ減量施策を講じるとともに、直接資源化できるごみを分別回収するなど、資源化量の拡大を図り、より一層環境負荷の低減に努めていく必要があります。
- 本市の廃棄物処理施設は稼働後、長い年月が経過しており、ごみ溶融処理施設については、今後も一部の主要な設備や機器が耐用年数を迎えるとともに、粗大ごみ破碎処理施設は老朽化が著しい状況にあります。今後も、適正かつ安定した廃棄物の処理を行うため、現有施設の計画的な整備と維持管理を図っていく必要があります。また、刈り草コンポスト化センターは、関衛生センターし尿処理場の統廃合も踏まえ、効率的かつ効果的な運営に資するため、民間活力の導入に向け進めてきました。今後は適切な運営移譲が図れるよう、し尿処理施設の跡地利用も含めたハード面の準備等が急務となります。
- 本市では、不法投棄パトロールの実施や監視カメラの設置により、不法投棄物の確認・回収件数は減少傾向にあります。今後も監視体制の強化と早期発見・回収に努め、不法投棄をさせない環境づくりが重要です。

■1人1日当たりのごみ排出量と資源化率の推移



(資料: 廃棄物対策室)

<sup>\*1</sup> 二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。  
<sup>\*2</sup> 2015(平成27)年に開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議。開催されたパリにおいて締結された、新しい気候変動の抑制に関する国際的な協定をパリ協定という。  
<sup>\*3</sup> 廃棄物を溶融処理する際に、集塵機により捕そくされたダストのこと。  
<sup>\*4</sup> 廃棄物の溶融処理によって発生する溶融飛灰から、非鉄金属を回収して再利用すること。

## 目指す姿

市民・事業者・行政等が、それぞれの立場で環境負荷の少ない社会を目指し行動しています。

## 成果指標

指 標	現状値	目標値
地球温暖化防止対策に関するイベント等への参加者数	1,288人 (平成27年度)	1,500人 (平成33年度)
ごみの資源化率	37.0% (平成27年度)	42.2% (平成33年度)
1人1日当たりのごみ排出量	995g / 人・日 (平成27年度)	919g / 人・日 (平成33年度)

## 施策の方向

## ① 環境負荷の少ない社会の形成

- ◆市民・事業者・行政等がそれぞれの立場で環境保全に取り組むとともに、低炭素社会の形成に向け、省エネルギー・省資源などの取り組みを通じ、地球温暖化防止対策を推進します。
- ◆地球温暖化防止対策の推進を図るため、再生可能エネルギーの有効活用について啓発を行い、利用を促進します。
- ◆事業所との環境保全協定の締結を進め、排出基準の適合状況等を把握するなど、事業所に対する指導及び監視を行うとともに、市内における大気・水質・騒音・振動などの環境基準の達成と市民への情報提供を図ります。
- ◆亀山市地区衛生組織連合会等と連携し、不法投棄の早期発見・回収に努めるとともに、パトロールや監視カメラの効果的な活用により未然防止や監視体制の強化を図ります。
- ◆地域の様々な環境課題に幅広く対応するため、総合環境研究センターを再構築し、産学民官が連携・協働した取り組みを進めます。

## ② ごみの減量化、リサイクルの推進

- ◆市民・事業者と協働して、ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用を推進します。
- ◆ごみ溶融処理施設から発生する飛灰全量を再資源化し、「最終処分量・ゼロ」を維持します。

## ③ 廃棄物処理施設の適正管理

- ◆溶融処理施設の主要な設備・機器を計画的に更新し、施設の適正管理に努めるとともに、引き続き安全・安心で効率的な廃棄物処理に取り組めます。
- ◆老朽化した粗大ごみ破碎処理施設の長寿命化を進め、施設の安定操業とライフサイクルコスト<sup>※5</sup>の低減を図ります。
- ◆刈り草コンポスト化センターの民間移譲を円滑に進めるため、し尿処理施設の跡地を有効活用し、環境整備を図ります。
- ◆施設の長寿命化と処理の一元化を行ったし尿処理施設については、引き続き適切な維持管理を行い、適正かつ安定したし尿処理と効率的な操業に取り組めます。

※5 施設などの新設、維持管理、改築、処分を含めた生涯費用の総計のこと。



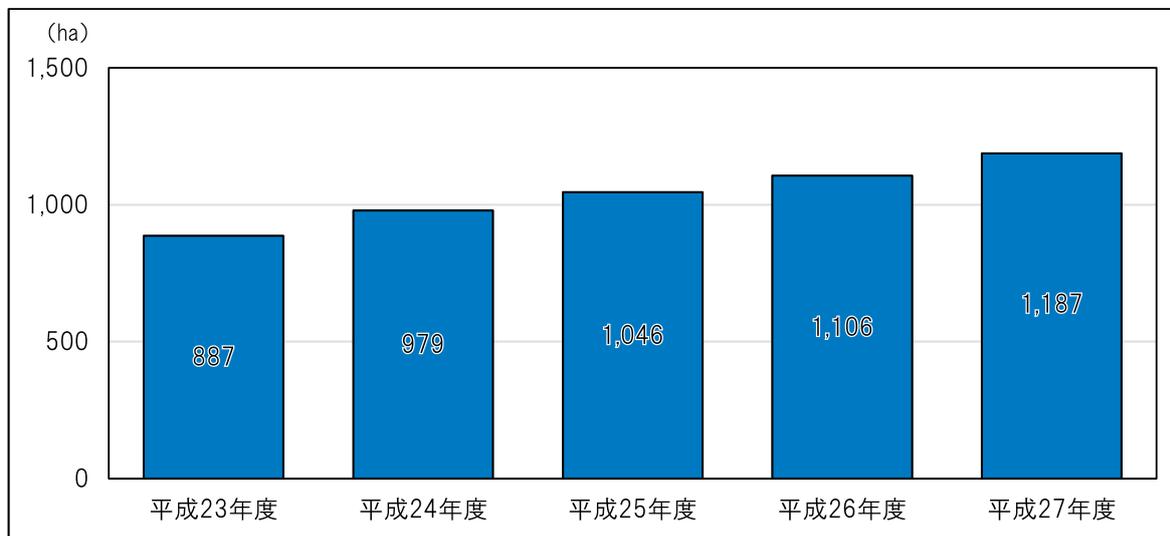
# 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (8) 自然との共生

### 現状と課題

- 本市は、鈴鹿山系や、それを水源とする鈴鹿川水系など豊かな緑と水に囲まれ、その一部は鈴鹿国定公園に指定されています。また、こうした豊かな自然環境を守るため、鉱区禁止区域<sup>※1</sup>の指定を受けるとともに、環境保全条例<sup>※2</sup>等に基づき、自然環境と調和した秩序あるまちづくりを進めています。今後も、引き続き、恵まれた自然資源を大切に保全していく必要があります。
- 本市が有する鈴鹿川等の源流域は、市民や流域住民に多くの自然の恵みをもたらしています。これらの自然資源を保全し、次世代に引き継いでいくため、鈴鹿川等の源流域での森林整備を一層進めるとともに、産学民官による森林活動への支援を行うなど、自然資源の整備や保存・活用を進めていく必要があります。
- 本市では、森林の持つ水源のかん養や土砂災害防止などの多様な公益的機能の向上を図るため、環境林整備計画に基づく環境林の整備等を行うとともに、平成26年から三重県により創設された「みえ森と緑の県民税」を財源とする「市町交付金」を活用し、森林環境教育の展開や、地域が主体となった里山・竹林の整備や緑化活動を支援するなど、市民全体で森林を支える社会づくりを進めてきました。今後も、森林の持つ公益的機能を高めるため、環境林の整備を推進するとともに、市民の森林保全への理解と関心を高めていく必要があります。
- 農地についてもその公益的機能が認められ、直接支払制度<sup>※3</sup>による農地等の保全が進められています。本市でも関連事業に取り組む地域では、農業・農村が有する多面的機能が維持・発揮されているものの、他の地域においては、高齢化や担い手不足等により荒廃が進み、その機能が失われつつあります。今後も、自然環境の保全や良好な景観の形成機能など、農地が持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の活動を促進する必要があります。
- 本市では、亀山里山公園や亀山森林公園の活用などを通じて、市民がより身近に自然に触れることができる機会を創出し、環境保全意識の高揚を図ってきました。その一方で、自然公園の利用者数は伸び悩んでおり、これらをより有効に活用するための方策を検討し、市民一人ひとりが主体的に行動できるよう、市民の環境保全意識をより一層高めていくことが求められます。
- 「生物多様性に関する条約<sup>※4</sup>」などの国際的な取り組みにより、生態系や野生生物の保護などが図られていますが、まだまだ市民レベルでは生物多様性へのなじみが薄いと言えます。本市でも、生物多様性の確保に向けた戦略的な取り組みが十分とは言えず、市民の生物多様性への関心や意識向上につながっていません。今後は、本市特有の生物多様性を総合的かつ効果的に進めるため、「生物多様性地域戦略<sup>※5</sup>」を構築するとともに、自然保護団体等の多様な主体と連携した取り組みを検討することが必要です。

### ■環境林整備面積の推移



(資料: 森林林業室)

※1 鉱業等に係る土地利用の調整手段等に関する法律に基づき、指定された鉱物の鉱区とすることができない地域のこと。

※2 開発行為と環境の保全との調和等を図るため、開発行為に関し必要な措置等を定め、もって環境の保全の推進に寄与することを目的とした条例。

※3 農業・農村が持つ多面的機能を維持・発揮させるため、営農活動や地域活動に対して直接的に支払われる支援制度のこと。

※4 1992(平成4)年の地球サミットで採択され、翌年発効した条約で、生物の多様性の保全と持続的な利用、及び遺伝子資源から生まれる利益の公平な配分を目的とした国際条約。

目指す姿

豊かな自然の恵みが、良好に保たれ、次世代に受け継がれています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
自然公園の利用者数	13,717人 (平成27年度)	20,000人 (平成33年度)
環境林整備面積	1,187ha (平成27年度末現在)	1,700ha (平成33年度末現在)

施策の方向

① 自然資源の保全

- ◆ 鈴鹿山系の山並みや鈴鹿川などの豊かな自然資源の保全に対する市民意識の高揚を図るとともに、鈴鹿川源流域である誇りと責任を明らかにする条例の検討を進めます。
- ◆ 河川の洪水調整機能の向上や水質保全等のため、鈴鹿川等の源流域における産学民官の取り組みによる森林整備を推進します。
- ◆ 環境と調和した秩序あるまちづくりに向けて、関係法令等に基づく適切な土地利用を推進します。

② 森林・里山・農地の保全

- ◆ 森林の持つ水源かん養や土砂災害防止などの多様な公益的機能を維持・発揮するため、環境林を整備し、針広混交林への誘導を図ります。
- ◆ 荒廃が進む身近な里山や竹林を保全する市民団体等の活動を支援します。
- ◆ 農業・農村の持つ自然環境の保全や良好な景観の形成などの多面的機能を維持・発揮するため、農地、水路、農道等の地域資源の保全活動を支援します。

③ 自然とのふれあいの機会の創出

- ◆ 市民の環境意識の高揚が図れるよう、本市が有する豊かな自然資源や、自然公園等を活用し、市民が地域の自然環境に触れる機会を創出します。
- ◆ 市民団体等と協働し、市民が身近な自然に触れることで環境に関する理解を深め、その大切さを学ぶ機会を提供します。

④ 多様な生態系の確保

- ◆ 生態系を保全するため、外来生物の駆除に取り組む市民団体等を支援するとともに、多様な生態系の保全に対する市民意識の向上を図ります。
- ◆ 市民の生物多様性への関心や意識向上を図るため、自然保護団体等の多様な主体との連携により、生物多様性地域戦略策定とその推進に向けて取り組みます。

※5 生物多様性基本法において地方公共団体の策定が努力義務とされている、区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。



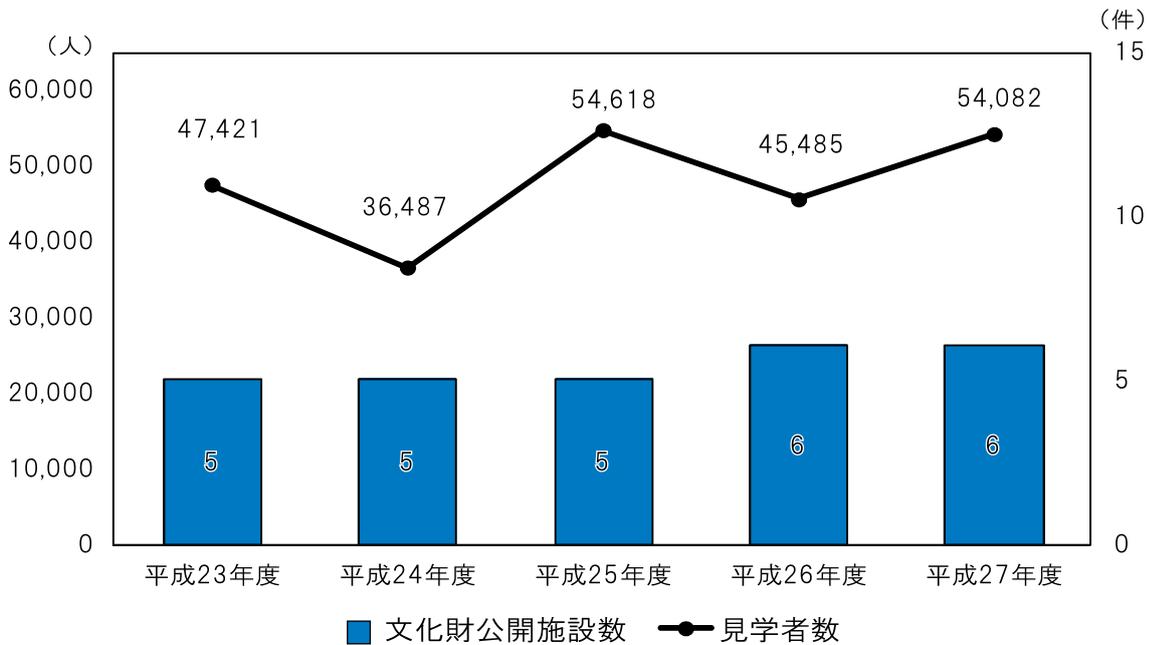
# 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (9) 歴史的風致を生かしたまちづくりの推進

### 現状と課題

- 本市では、市域を東西に横断するように走る東海道を基軸に、亀山宿・関宿・坂下宿の三宿とその沿道に歴史的な景観が見られます。この他にも、大和街道、伊勢別街道、巡見街道などの歴史的な街道が市内で交差し、道に彩られた特色ある歴史文化資産が残されています。こうした貴重な歴史文化資産の存在や価値に気づき、学びや理解を深める中で、その保存と活用を一体的に進め、地域や市全域に交流の輪と一体感を醸成する基本的な考え方として「東海道歴史文化回廊<sup>※1</sup>」保存・整備基本計画を策定しました。さらに、平成20年度には、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく国の認定を受けた亀山市歴史的風致維持向上計画を策定し、まちの大きな魅力である本市固有の歴史的風致の維持向上を図ってきました。今後も日々の暮らしの中で、市民・地域・市民活動団体等が連携して歴史文化資産を守り生かす取り組みを進めていくことが重要です。
- 関宿のまちなみが国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、平成26年で30周年を迎えました。市では、伝統的建造物群保存修理修景事業により、関宿内の伝統的建造物の修理修景に対し補助を行い、貴重なまちなみの保存を進めています。平成27年には、東追分鳥居の建て替えに伴うお木曳き行事が住民総出で行われ、市内外から多くの人が集まりました。関宿には今も人々の暮らしがあり、まちなみ保存もそうした日々の営みを大切に守りつつ、進めていくことが必要です。今後も、生活との調和を図りつつ、まちなみの保存とにぎわいのある地域づくりを進めていくことが求められます。
- 歴史的なまちなみには、伝統的な木造建造物が密集しており、火災をはじめとした災害に対する備えが大きな課題となっています。本市では、保存地区の文化財としての価値を損なわないよう配慮しつつ防災対策を進めています。今後も貴重なまちなみを守るため、地域の防火・防災意識をより一層高めていく必要があります。また、歴史的なまちなみの保存を支える技術者や技能者について、高齢化が進んでいることから、今後、その技術や技能を継承する人材を確保することが必要です。

### ■東海道沿道における文化財公開施設数と見学者数の推移



(資料:まちなみ文化財室)

※1 「東海道」を基軸に地域の歴史、文化、自然などの資産(歴史文化資産)を、人々の興味と関心の湧く様々なストーリーでつなぎ、暮らしや活動のなかで守り生かしていくことで、地域に、そして亀山市に交流の輪と一体感を醸成していくしくみのこと。

目指す姿

市民、事業者、行政が一体となり、歴史的な風致を生かしたまちづくりを進めています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
東海道沿道における文化財公開施設見学者数	54,082人 (平成27年度)	67,500人 (平成33年度)
伝統的建造物群保存地区内の街道に面した建造物の修理修景事業の完了率	56.0% (平成27年度末現在)	60.0% (平成33年度末現在)

施策の方向

① 東海道を基軸とした歴史的風致の維持向上

- ◆地域の歴史文化資産に気づき、学び、保全・活用するため、市民、地域、市民活動団体などと連携・協働を進めるとともに、まちなみ、城跡、山車、古道など歴史文化資産の保存活動団体等の支援や、団体間の連携・交流を深める活動を促進します。
- ◆東海道を中心とした街道の連続性や宿場間の一体感を確保するため、亀山宿・関宿・坂下宿や、亀山城、鈴鹿峠など、歴史文化資産の拠点整備を行うとともに、宿場間をつなぐ街道等関連施設の整備を促進します。
- ◆祭りや伝統工芸など、歴史的風致を形成している地域固有の歴史や伝統を継承する担い手の育成に努めます。

② 関宿伝統的建造物群保存地区の保護の推進

- ◆関宿伝統的建造物群保存地区に存する伝統的建造物等について、修理・修景により保存を図るとともに、関宿のまちなみに対する市民の意識を高められるようその活用を推進します。
- ◆歴史的景観と生活環境の調和を図るため、関宿伝統的建造物保存地区の保存に関わる技術者・技能者の育成を推進します。
- ◆関宿のまちなみと一体となって行われる「関の山車」の保存・伝承活動や、来訪者との交流を活性化するため、関の山車会館を整備し、保存活動団体や地域と連携して管理運営を行います。
- ◆貴重なまちなみを火災等の災害から守るため、地域住民の防火・防災意識を高めるなど防災対策を進めます。





# 1. 快適さを支える生活基盤の向上

## (10) 歴史文化の継承・活用

### 現状と課題

- 本市は、東西文化が交流する地として栄えたことを背景として、有形・無形及び民俗文化財、史跡名勝天然記念物、伝統的建造物群など数多くの文化財が残り、豊かな歴史文化を物語っています。これら歴史文化資産を市民がまちの魅力として認識するためにも、貴重な文化財等の適切な保存や、伝承を担う人材育成など、次世代に継承していくことが必要です。さらに、ヤマトタケル御墓や鉄道遺産など、本市の成り立ちに関係の深い歴史文化資産について調査研究や普及啓発を進めていく必要があります。一方、市歴史博物館のデジタル市史による情報発信や屋根のない博物館創出事業による歴史学習などにより、市民が地域の歴史文化に関心を高めるための取り組みを進めてきました。今後、郷土への誇りや愛着を育むためには、市歴史博物館の役割と機能をさらに生かして暮らしや学習に役立てる展開が求められます。
- 本市が交通の要衝であるという地理的特性から古代三関の一つである鈴鹿関が置かれ、近年の発掘調査の成果をもとに、国史跡指定に向けた取り組みを進めています。また、市内には、数多くの埋蔵文化財包蔵地があり、開発行為等に際しては発掘調査などを行って、その保護を図っています。今後、重要な遺跡については、遺跡の範囲確認など学術的調査を推進するとともに、市民及び地域の理解を深めて、貴重な歴史文化資産として保護する必要があります。
- 本市には、文化財に指定されるもの以外にも歴史文化を知る手がかりとなるものが多く残っています。市歴史博物館等では、これらを調査研究することで、だれもが活用できる史資料として位置付け、適切に保存するとともに、展示等によって市独自の歴史文化の情報源として公開しています。一方で、個人において保存が難しい事態が生じてきているため、普段から地域との交流を広げ、調査・研究する機会の充実や収集・保存・展示の流れを作ることが必要です。
- 文化財や史資料に関しては、それぞれの関係機関等において災害時のネットワークの整備が進められています。今後も、日頃から市域に所在する文化財や史資料、収蔵資料の状況を適切に把握するとともに、関係機関と連携した災害時の迅速な対応が求められています。
- 市歴史博物館の屋根のない博物館創出事業では、博物館と学校との連携強化を図り、地域の歴史文化を通して、子どもたちの郷土への誇りと愛着を育むための一体的な取り組みを進めてきました。学校でも、校区内の学習拠点の一つとして地域との連携を進めていることから、今後は博物館と学校の連携をさらに深めるとともに、学校を通じた地域との連携を強化することが求められます。
- 本市では、広報紙や広報番組、パンフレット、ホームページなど様々な媒体を介して、市内の歴史文化に関する情報の発信を行っています。近年は、IT市史<sup>\*1</sup>や、市歴史博物館の企画展示の記録と内容を取めたweb図録など、電子媒体の積極的な活用によって、より広く情報を発信してきました。今後も、市民が身近に情報を活用しながら、地域の歴史文化の魅力を生かせる環境づくりが求められています。

■文化財の状況(平成28年3月31日現在)

区分	有形文化財									無形文化財 芸能	有形民俗文化財	無形民俗文化財	史跡名勝 天然記念物			登録文化財	伝統的建造物群 保存地区	計
	建造物	絵画	書跡	彫刻	工芸品	典籍	古文書	歴史資料	考古資料				史跡	天然記念物	名勝			
国指定等	1			1									2			4	1	9
県指定	1			2			2		1		1		4	3				14
市指定	12	4	1	7	22	5	6	6	3		5	10	15	8	4		1	109
計	14	4	1	10	22	5	8	6	3	1	5	11	21	11	4	4	2	132

(資料:まちなみ文化財室)

\*1 インターネット上で公開し、いつでも、どこでも、だれでも利用できるものを目指した市史のこと。文字や画像だけでなく、音声・映像も活用し、検索機能も備えた全国の先駆けとなる新しい試み。

目指す姿

市民が、地域の歴史文化を学び、郷土に誇りを持っています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
国・県・市の指定等を受ける文化財の数	132件 (平成27年度末現在)	135件 (平成33年度末現在)
歴史博物館の利用者数	11,561人 (平成27年度)	13,000人 (平成33年度)

施策の方向

①文化財の保存・継承と活用

- ◆地域の歴史を伝える文化財を適切に保存するとともに、その活用に取り組みます。
- ◆地域の伝統芸能や祭礼行事など無形文化財<sup>※2</sup>等の保存・伝承が進められるよう、保存団体の活動や次代の担い手の育成に対する支援を行います。
- ◆鈴鹿関跡の国史跡指定に向けた取り組みや、その他重要遺跡の学術的な調査研究を進めるとともに、市民への意識啓発や地元保存団体等との協働による保存・活用に取り組みます。
- ◆市の豊かな自然を象徴する国指定天然記念物ネコギギ<sup>※3</sup>について、生息状況の調査を進めるとともに、保護増殖に取り組みます。
- ◆歴史文化の共通性を持った関係機関などとの連携や交流を通して、災害時における文化財保護に備えます。
- ◆文化財等に対する市民の関心を高めるため、様々な媒体や機会をとらえた広報啓発活動を展開するとともに、文化財等を周遊できる環境づくりを進めます。

②歴史博物館の活用と地域・学校での学習の展開

- ◆地域に残された史資料を把握し、保存・収集するとともに、デジタルデータなど二次資料化を進めます。
- ◆史資料を教育や学術、地域の歴史学習に生かせるよう、調査研究を拡充します。
- ◆常設展示や企画展示等を通じた郷土の歴史の掘り起こしを行うなど、新たな切り口での歴史テーマの発信と学習機会の提供に取り組みます。
- ◆学校と連携し、史資料等を生かした移動展示を行うなど、子どもたちや地域の方々が地元の歴史や文化を学ぶ機会づくりを進めます。
- ◆だれもが手軽に郷土の歴史情報を活用できるよう、ホームページを充実します。

※2 文化財保護法や地方公共団体の条例における文化財の種類の一つで、音楽や工芸技術などの無形の文化的所産のこと。  
 ※3 世界で伊勢湾と三河湾に注ぐ川にしか分布していないという、極めて貴重な魚のこと。

